

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」（「事務ガイドライン」）
第1部 証券会社等の監督関係 (1/2)

現 行	改 正 後
<p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-7 検査終了後のフォローアップ</p> <p>検査局及び証券取引等監視委員会が実施した証券会社に対する検査について、その検査結果を証券行政に適切に反映させる観点から、行政処分等の措置のほか、以下のとおりフォローアップを行うものとする。</p> <p>(1) 検査局検査</p> <p>法令に抵触する行為等が認められた場合又は前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ相当と認められる場合には、法第59条第1項に基づき改善報告書の提出を命ずるものとする。</p> <p>(2) 証券取引等監視委員会検査</p> <p>検査結果通知書において指摘を受けた法令違反等行為及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ相当と認められる場合には、法第59条第1項に基づき改善報告書の提出を命</p>	<p>3. 証券会社の監督事務</p> <p>3-7 検査終了後のフォローアップ</p> <p>検査局及び証券取引等監視委員会が実施した証券会社に対する検査について、その検査結果を証券行政に適切に反映させる観点から、行政処分等の措置のほか、以下のとおりフォローアップを行うものとする。</p> <p>(1) 検査局検査</p> <p>法令に抵触する行為等が認められた場合又は前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ相当と認められる場合には、法第59条第1項に基づき改善報告書の提出を命ずるものとする。</p> <p><u>また、合併等によりシステム統合等を予定している証券会社において、システム統合リスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ相当と認められる場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理体制（内部監査含む）等についても、同項に基づき報告書の提出を命ずるものとする。</u></p> <p>(2) 証券取引等監視委員会検査</p> <p>検査結果通知書において指摘を受けた法令違反等行為及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合のうち、必要かつ相当と認められる場合には、法第59条第1項に基づき改善報告書の提出を命</p>

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」（「事務ガイドライン」）

第1部 証券会社等の監督関係 (2/2)

現 行	改 正 後
<p>ずるものとする。</p> <p>(3) 改善報告書の提出命令 改善報告書の提出命令は、別紙様式 16 により行うものとする。</p> <p>(4) 改善状況の把握 改善報告書に記載された事項の実施状況、指摘事項の改善状況について、必要であると認められる場合にはヒアリング等を実施し、フォローアップに努めるものとする。</p>	<p>ずるものとする。</p> <p>(3) 改善報告書の提出命令 改善報告書の提出命令は、別紙様式 16 により行うものとする。</p> <p>(4) 改善状況の把握 改善報告書に記載された事項の実施状況、指摘事項の改善状況について、必要であると認められる場合にはヒアリング等を実施し、フォローアップに努めるものとする。</p>